

検討会第1回のご指摘概要

平成29年10月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

前回のご指摘概要①

全体論

(世界一の起業環境実現に向けて抜本的な見直しを)

- 本検討は、世界で一番ビジネスしやすい国の実現に向けたカギ。現行規制を少し改善するだけでは全く足りない。ICT技術の進展を踏まえた抜本的な改革を目指すべき。
- 国全体のランキングがTOP3に入れるよう、この分野は何が何でも1番になれるような工夫が必要。本検討は他の手続き検討のモデルにもなるため、最先端の仕組みに仕上げるべき。
- 我が国の開業率は海外と比べ相当低く、深刻な課題。起業環境の整備という視点から起業を促進すべき。
- 我が国の起業促進のため、希少な社会資源たる起業家の負担を少しでも減らし、無駄な時間を使わせないということが重要。

(最新技術を前提に手続きの意義から問い直しを)

- 民間では全部電子化することによって、非常に大きな迅速化・省力化が相当行われている。可能な限り業務を自動化し、創造的な業務を人に振り分けるため、人手が必要な業務だけをしっかり切り分けてBPRをしっかり進めるべき。
- 技術の進歩を踏まえてプロセス全般について効率化の余地がないか、そもそも不要なプロセスがないかという議論をすべき。
- 書面・面前プロセスをなくしたオンライン手続を前提として考え、どうすればそれが実現できるか議論すべき。
- 本検討のような業務効率化は人口減少下の今後の日本の生き死にを決めるという危機感を持って進めるべき。
- 民間企業のIT化が進む中、行政の対応の遅れでその足を引っ張ってはいけない。

前回のご指摘概要②

全体論（続き）

（事業者目線での見直しを）

- 起業家にとって、設立手続きは基本的には一度きり。とにかく起業時は走り抜けており、わざわざ手続きに対する不満をあげている余裕がない。
- 人手不足が中小企業の最大の経営課題の中、煩雑な行政手続きが生産性向上の阻害要因となっている。官民双方の生産性向上・働き方改革として検討を加速すべき。
- 企業のうち圧倒的多数は中小・小規模事業者。事業者目線で見直すべき。

登記前手続

（電子定款の認証）

- 定款認証という手続きはそもそも必要か。また、仮に必要でも現在の電子定款の手続きは煩雑であり、事業者の負担を軽減する見直しをすべき。
- 定款には多くの形式要件があるのではないか。機械判読可能な形で提出するようにすれば、多くは自動的に確認できるのではないか。
- 定款認証の際のインデントの修正指示など、人間の目視を前提とした手続きをとにかく見直し、機械判読可能な形式で申請をさせるようにすべき。
- 定款認証は、電子化により印紙税がかからないという金銭的なインセンティブがある。公的個人認証等の電子認証を活用しながら電子化を進めるに有効なプロセス。

前回のご指摘概要③

登記時手続

(登記にかかる時間)

- エストニア前大統領の来日の際、エストニアでは法人設立登記が18分で済むという話があった。イタリアでは18か月とも言っていたが、こういうことも参考にしながら日本はナンバーワンを目指してほしい。
- 登記等のスピード感が民間における感覚とまったく違う。民間企業とのビジネスで2週間待ってくれというのは話にならない。即日を目指すべき。
- 自分が会社を設立した際は、特段の不備が無かったにも関わらず設立手続きから登記事項証明書の取得までに10日間もかかった。結果的に銀行口座開設までに1か月以上かかった。
- 起業時は資金が不足し、起業家にとって時間はキャッシュに相当。会社の生存率にも関わる。1日でも早く事業を立ち上げ軌道に乗せないと会社の生死に関わる、という現場感覚からすれば、登記にかかる時間はあまりにも長すぎる。
- 3日に短縮する計画には感謝するが、桁が違う。エストニアの18分とは言わないがもう少し何とかしてほしい。

(会社代表者の印鑑の提出)

- 電子署名を活用した電子契約が広がるなか、印鑑提出という手続自体そもそも必要か。法人も個人と同様に公的個人認証による電子証明が可能ではないか。印鑑登録をせず電子証明書のみとする会社の設立を許可してもよいのではないか。
- 印鑑の提出については、少なくとも電子といずれかを選べるようにし、提出がないことも認めるべきではないか。本検討において先行事例をつくれるとよい。
- 印鑑について、行政が提出を求めると必然的にも他の民間手続きでも求めるという流れになる。これによる日本の生産性低下への影響は大きい。
- 日本に印鑑文化が根付く中、一度きりの押印の手間と電子署名の手続きとコストを比較した場合、中小・小規模事業者から見てどちらが良いのか承知していないので、そもそも論から検討してほしい。

前回のご指摘概要④

登記後手続

- 設立に関連する手続には何かにつけて登記事項証明書が求められるが、窓口に取りに行く負担は起業家にとって大きい。組織間で共有する仕組みをつくるべき。

オンラインシステム

- 仕様がわかりづらく、システム開発に必要なテスト環境も限られているなか、民間（特にベンチャー）がシステム開発をするのは至難の業。
- 国のシステム更改と民間の新サービス開発のスピード感があまりにも違う。API等も実際に使えるようなものに見直さないと、民間の開発会社からも見放されてしまう。
- オンライン申請について、一点でも操作が難しいと他がいくら便利でもユーザーは必ず離脱する。平均70点でも、一か所30点なら全体0点になるという観点が非常に重要。
- API連携は機能とインターフェースを切り離し、インターフェースは民間に任せ、改善を素早くする手段。政府は本当に必要十分な機能を構築し、使いやすいAPIにすることが費用対効果が高い。古いAPIでは開発できず、活用できない。
- 政府と民間の開発のスピードが違う点は、民間側もAPIを通じてインターフェースには貢献できる。そのためには、現在は相当古い仕様のAPIの使い勝手改善が不可欠。
- システム見直しには、法人番号をもっと活用すべき。システムによって異なるログインIDを統一化する、法人番号に紐づけて情報連携を進める、など。

今般の検討について

- 登記情報の共有、電子委任状、印鑑のあり方見直しなど関連の検討が政府内でも多くある中、本検討会には全体を俯瞰し、橋渡しをする役目を期待。
- 個別省庁で最適化するだけでなく、省庁を超えた抜本的な見直しを進めるべき。

(参考)「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)

- 「未来投資戦略2017」において、法人設立に関し、全手続のオンライン・ワンストップで処理できるようにすることとされ、これに向けて、官民で検討を開始することとされた。

<抜粋>

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、(略)、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

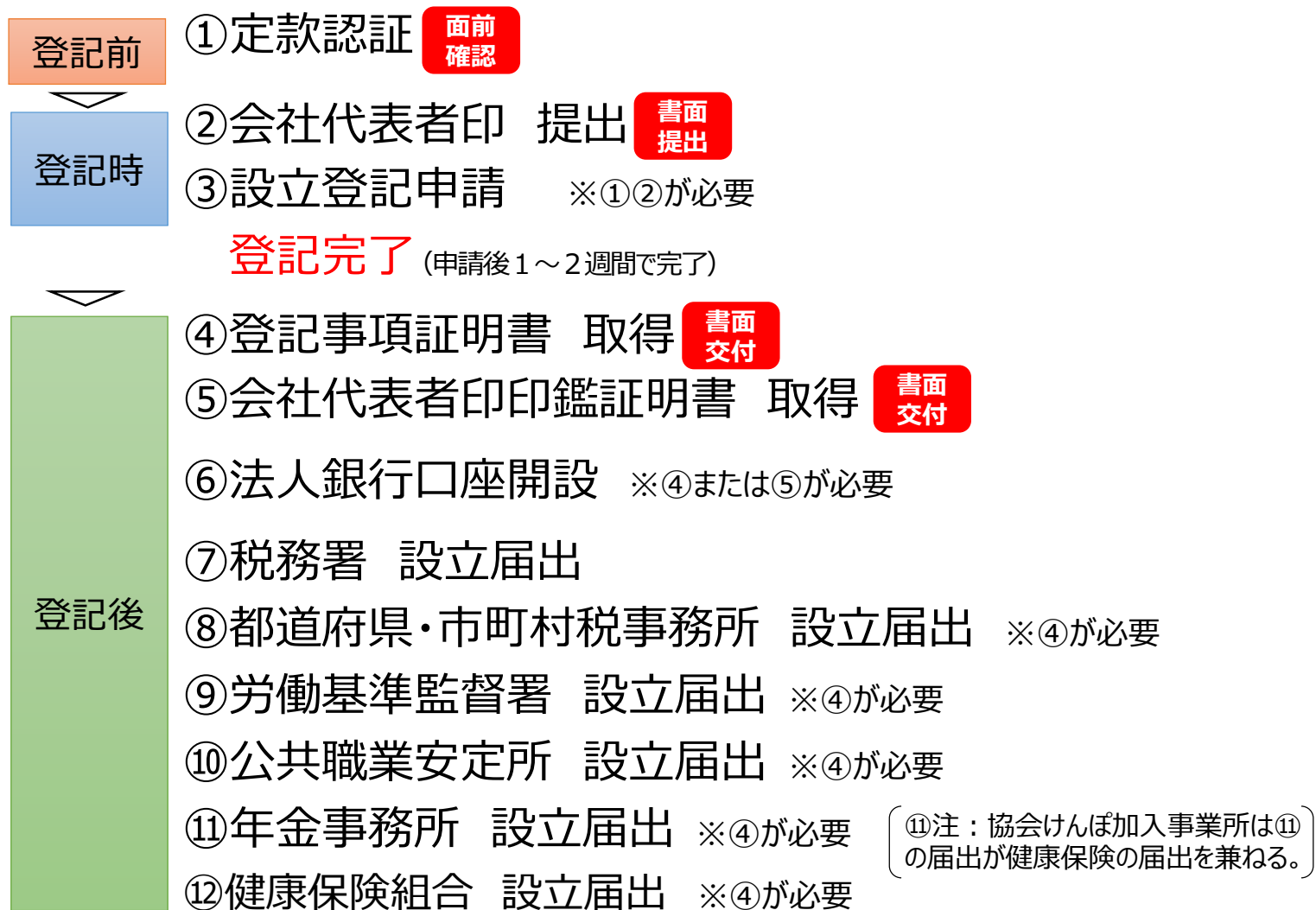
具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンスオンリー)を横串原則とする見直しを実施する。

(中略)

法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携APIを活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携API等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。

(参考) 我が国における現行の株式会社の設立手続き概要

- 面前、書面での手続きが残り、オンラインで手続きが完結できていない。また、プロセスが多数に分かれており、ワンストップで手続きが完結できていないのが現状。



利用者が全手続きをオンライン・ワンストップで処理できるようにする。